

児童扶養手当(月額) ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

区分	全部支給		一部支給		支払月
	～3月分 (改正前)	4月分～ (改正後)	～3月分 (改正前)	4月分～ (改正後)	
児童1人のとき	42,500円	42,910円	42,490円～ 10,030円	42,900円～ 10,120円	2019年度 (4月・8月・11月・ 1月・3月)の 年5回 ※2020年度以降 奇数月(5月・7月・ 9月・11月・1月・ 3月)の年6回
児童2人目 加算額	10,040円	10,140円	10,030円～ 5,020円	10,130円～ 5,070円	
児童3人目 以降加算額	6,020円	6,080円	6,010円～ 3,010円	6,070円～ 3,040円	

問い合わせ 子育て支援課 ☎84-0658

特別児童扶養手当・特別障がい者手当など ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

手当の種類		～3月分(月額)	4月分～(月額)	支払月
特別児童扶養手当 (中・重度の障がい児童を監護 又は養育している方)	1級	51,700円	52,200円	4月・8月・11月
	2級	34,430円	34,770円	
特別障がい者手当 (20歳以上で精神または身体の重度 の障がいにより日常生活において常 時特別の介護を要する在宅の方)	A種	33,790円	34,050円	2月・5月・8月・ 11月
	B種	27,990円	28,250円	
障がい児福祉手当 (20歳未満で常時介護を必要 とする重度障がいの児童) 経過的福祉手当	A種	21,550円	21,690円	
	B種	15,800円	15,940円	

問い合わせ 地域福祉課 ☎84-0643

児童扶養手当や障がいのある方の手当額が変わります

お、受給者の方には個別にご案内します。
平成31年4月分から、次のとおり手当額、支給月が変更されます。な

住宅を耐震化して大地震に備えましょう

昭和56年5月31日以前に建てられた住宅には、次の補助制度等があります。無料で受けられる耐震診断や、最大140万円の補助が受けられる耐震改修費補助など状況に合った制度を活用して大地震に備えましょう。

に難しい方に対し、2回に分けて改修工事を行う場合に補助します。

◇補助限度額
市内業者施工
1回目100万円、2回目40万円
市外業者施工
1回目60万円、2回目40万円

耐震シェルター等設置(補助)
無料耐震診断を受け、診断結果の判定値1.0未満であったものに耐震シェルター・防災ベッドの購入・設置費の一部を補助します。

◇補助限度額
耐震シェルター 25万円
防災ベッド 15万円

非木造住宅耐震診断(補助)
非木造住宅で、現在居住をしているものについて耐震診断費の一部を補助します。

◇補助限度額
一戸建て住宅 13万円
共同住宅 120万円

木造建築物取壊(補助)
無料耐震診断を受け、診断結果が1.0未満であった建物等の取り壊しを行うものに対して取壊工事費の一部を補助します。

◇補助限度額 1棟20万円

木造住宅耐震改修(補助)
無料耐震診断を受け、診断結果の判定値が1.0未満であった住宅を1.0以上にする耐震改修工事を行うものに対して住宅耐震改修工事費の一部を補助します。

◇補助限度額
市内業者施工 140万円
市外業者施工 100万円

ブロック塀等撤去費(補助)
道路沿いに面し、高さ1.0mを超える危険なブロック塀の撤去を行うものに対して撤去工事費の一部を補助します。

◇補助限度額
1件20万円(平成31年度まで)

木造住宅段階的耐震改修(補助)
一度に耐震改修することが費用的

無料耐震改修相談(事前予約)
専門家による無料の耐震改修等の相談を随時受け付けています。

◇補助限度額
1件20万円(平成31年度まで)

問い合わせ 建築課 ☎84-0671